

インド向け輸出食品に係るNON-GM証明書について

○概要

- ・ インド向けのリンゴについて、2009年8月に輸出解禁協議を要請。2022年3月に輸出検疫条件が合意された。
- ・ 一方、2021年3月インドにおいて、りんご、メロン、米を含む24種類の農作物を輸入する際に、輸出先国政府機関が発行するNON-GM証明書の添付を義務付ける法令が発効。

⇒ インド向けに対象品目を輸出する場合には、NON-GM証明書も必要

○インドがNON-GM証明書提出を義務付けている品目

アルファルファ、りんご、セイヨウナタネ、いんげんまめ、チコリ、ささげ、なす、あま、とうもろこし、メロン、パパイア、パインアップル、セイヨウスモモ、在来なたね、じゃがいも、米、べにばな、大豆、かぼちゃ、てんさい、さとうきび、とうがらし、トマト、パンコムギ

○証明書発行の手続き

(証明書発行対象品目)
別添

(申請先)
農林水産省輸出・国際局輸出支援課

(申請方法)
郵送又は持参

(提出書類)

① NON-GM証明書発行申請書(別紙様式1)

② 委任状(代理人による申請の場合)(別紙様式2)

③ 添付書類

ア インボイスの写し

イ パッキングリストの写し

ウ 船荷証券又は航空貨物運送状(AWB)の写し

エ 植物検疫証明書又は植物等輸出検査申請書の写し

(植物等輸出検査申請書の写しを提出する場合は植物検疫証明書が発行され次第、当該証明書の写しを提出すること)

詳しくはこちら ⇒ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#ind_non_gm

ホーム > 輸出・国際 > 証明書や施設認定の申請 > アジア インド 食品(NON-GM証明書)

NON-GM証明書発行対象品目

(別添)

品目名

リンゴ (Apple)

マメ (Bean)

チコリー (Chicory)

ササゲ (Cowpea)

ナス (Egg Plant)

アマ (Flax seed)

メロン (Melon)

パイナップル (Pineapple)

プラム (Plum)

米 (Rice)

ベニバナ (Safflower)

カボチャ (Squash)

サトウキビ (Sugarcane)

ピーマン (Sweet pepper)

トマト (Tomato)

小麦 (Wheat)

学名

Malus Domestica

Phaseolus vulgaris

Cichorium intybus

Vigna unguiculate

Solanum melanogoa

Linum usitatissimum L

Cucumis melo

Ananas comosus

Prunus domestica

Oryza sativa

Carthamus tinctorius L

Cucurbita pepo

Saccharum sp

Capsicum annuum

Lycopersicon esculentum

Triticum aestivum

※上記以外の食品についても、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書類等の提出により、遺伝子組換え食品でないことが確認できた場合には、NON-GM証明書を発行。

＜対策のポイント＞

農産物の輸出の実現を目指す輸出産地を対象に、**植物検疫条件や残留農薬基準等**の輸出先国の規制・条件に合致した農産物を輸出するため、産地が抱える課題の解決に向けた、植物防疫分野等の**専門家による支援を実施**します。

＜政策目標＞

○植物防疫に係る技術的支援による**輸出産地数の増加**

＜事業の内容＞

輸出力強化戦略の重点品目等を対象に、輸出先国の植物検疫条件等に対応して輸出の実現を目指す産地の要望に応じて、植物防疫等の専門家による支援を実施します。

1. 輸出産地への技術的支援の体制整備

- 輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者等からの相談を受ける窓口を全国に開設。
- 植物検疫、病害虫防除・栽培管理、農薬の残留等の専門家を選定・登録し、産地の要望に応じて専門家を派遣。

2. 専門家による産地等への課題解決支援

- 農産物の輸出を目指す産地から課題等を聴取・分析し、産地ごとの課題の解決策や輸出実現までに必要な取組等を記録する輸出産地カルテを作成。
- 輸出産地カルテに基づき、産地等の実態にあった、病害虫防除や残留農薬基準等の課題に対する技術的支援を実施。

＜事業の流れ＞



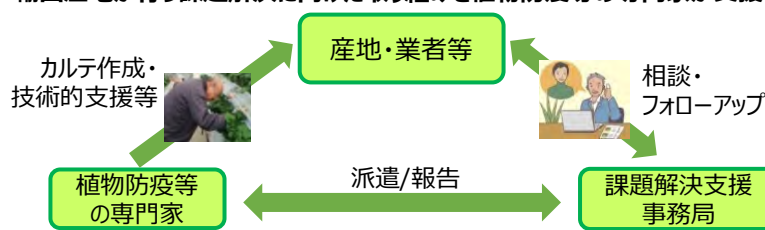
＜事業イメージ＞

産地が抱える課題

- 輸出先国の定める植物検疫条件・残留農薬基準をクリアするには、既存の防除体系の変更を伴う場合が多く、新たな防除体系を構築することが必要。
- 輸出先国の植物検疫条件によっては、くん蒸等の収穫後処理も必要。
- ➡ **新たな防除体系による防除効果や収穫後処理による品質への影響を懸念し、輸出を断念する産地が存在。**

課題の解決

輸出産地が行う課題解決に向けた取り組みを植物防疫等の専門家が支援



輸出の拡大

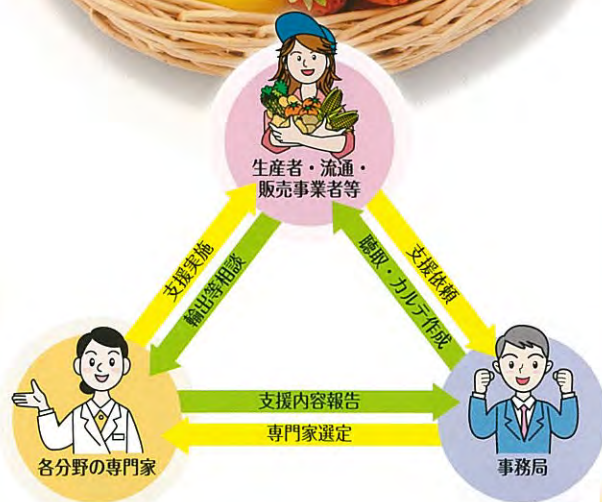
- 輸出が可能な品目・国が拡大し、輸出量が増大。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の2030年5兆円目標の実現に寄与。

農産物の輸出に係る課題解決支援のご案内!!

生果実、野菜などの 農産物の輸出 お手伝いします!

相談料
無料

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準などについて、専門家を派遣し課題解決の支援をします。手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。



下記へお気軽にご相談ください。

一般社団法人 全国植物検疫協会
輸出先国の規制に係る課題解決支援事務局

TEL 070-1187-1520

FAX: 03 (5294) 1525

※対応時間: 月曜～金曜 (行政機関の休日を除く) 10:00～17:00

Email: support@zenshoku-kyo.or.jp

URL: <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所: 〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3 伊田ビル



農産物の輸出に係る 課題等の解決を 支援します！



Step1

ご相談

まずはお電話・FAX、ホームページよりお問い合わせください。輸出に関する意向や現状などに加え、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

Step2

現地体制の構築

事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策を支援方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地体制を構築します。

Step3

技術的支援の実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施します。

各地域にも相談窓口を
設置しています

■北海道地区

(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市) 070 (1495) 7273
小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市) 070 (1548) 6147
(一社) 室苫植物検疫協会内 (苫小牧市) 070 (1359) 2925

■東北地区

酒田植物検疫協会内 (酒田市) 070 (3176) 8427

■関東地区

(一社) 日本くん蒸技術協会内 (台東区) 070 (1569) 3466
横浜植物防疫協会内 (横浜市) 070 (1188) 4961

■北陸地区

伏木富山新港植物検疫協会内 (射水市) 070 (1461) 5978

■東海地区

東海地区植物検疫協会内 (名古屋市) 070 (1502) 9038

■近畿地区

(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市) 070 (1186) 2975
(一社) 大阪植物検疫協会内 (大阪市) 070 (3236) 8765
和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市) 070 (1403) 9276

■中国地区

(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市) 070 (1398) 2752
(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市) 070 (1499) 7759

■四国地区

(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市) 070 (1461) 6169

■九州地区

九州植物検疫協会内 (北九州市) 070 (1452) 6380

■沖縄地区

沖縄植物検疫協会内 (浦添市) 070 (1556) 4312



2022年4月現在

※対応時間：月曜から金曜日（行政機関の休日を除く）10:00～17:00
※対応時間内に電話が繋がらない場合は、事務局（全植検協内）に直接お問い合わせください。

<対策のポイント>

日本産の農林水産物・食品の輸出を促進するため、**輸出先国の食品安全規制など輸出阻害要因の解消**に向けた民間団体等の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持更新支援事業

14（22）百万円

タイへ青果物を輸出する際など、輸出先国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合は、その費用を**定額**で支援します。

2. タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業

7（16）百万円

輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査等が求められている場合、その検査等の費用を**定額**で支援します（2019年3月31日以降から輸出先国より求められている場合が対象）。

3. タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

1（1）百万円

輸出先国の法令等により、茶、穀物等を含む植物由来食品を輸出する際に残留農薬等検査の実施が必要な場合又は残留農薬等検査を実施することで輸出手続の円滑化が図られる場合に、その検査費用を支援します。

4. 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

4（9）百万円

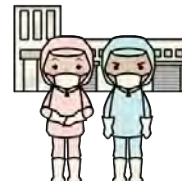
輸出先国の検査官を日本に招へいして、生産園地、登録施設等の確認や輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査が求められている場合に、その検査等の費用を支援します。

<事業イメージ>

1. タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持更新支援事業（**定額**）

事例

タイにリンゴやイチゴを輸出するために認証を取りたい



2. タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業（**定額**）

事例

タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい



3. タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

事例

タイや台湾にいちごを輸出するために残留農薬検査を受けたい

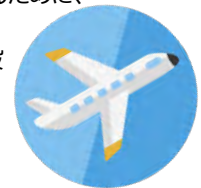
インドネシアにぶどうを輸出するために残留農薬等検査を受けたい



4. 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

事例

台湾に桃を輸出するために、登録生産園地や登録選果梱包施設について、台湾の検査官の査察が必要



<事業の流れ>



青果物等の輸出に取り組まれる事業者・生産者の方へ

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

海外輸出における 施設認定や検査 に要する費用を 支援します

施設認定等検査支援事業では、日本産の農産物・食品の輸出を促進するため、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者などの皆さんへ支援を行っています。

1次 公募

令和4年度 農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち
施設認定等検査支援事業の実施(2次公募)について

1 補助率 定額

タイ等向け青果物の輸出に必要な
選別及び梱包施設に係る
認証取得・維持・更新支援事業

2 補助率 定額

タイ等向け青果物の輸出解禁後に
必要なロットごとの合同輸出検査
等に係る支援事業

3 補助率 50%

タイ等向け植物由来食品の輸出に
必要な残留農薬等検査費用に係る
支援事業

4 補助率 50%

台湾等向け青果物の輸出解禁後に
必要な輸出先国検査官の招へいに
係る支援事業

補助の内容については裏面をご覧ください。.....➡

対象者

- ・農林漁業者の組織する団体
- ・商工業者の組織する団体
- ・民間事業者など

応募条件

農林水産物・食品輸出プロジェクト
(GFP) のコミュニティサイトへの
登録が必要です。

URL <https://www.gfp1.maff.go.jp/entry>



／ GFPに参加するとこんなことができます ／

会員同士のマッチングサービス、
メンバー同士の交流イベントの開催、
輸出関連情報の提供を行っています。

URL <https://www.gfp1.maff.go.jp>

詳細は
こちら

令和4年度 農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち施設認定等検査支援事業の
実施については、農林水産省のHPからご確認いただけます。

URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>



施設認定等検査支援事業でできること

1 補助率 定額

タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新支援事業

事例 タイ向けにリンゴやイチゴを輸出するために認証を取りたい



タイへ青果物を輸出する際など、輸出先国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合はその費用を支援します。

参考サイト

タイ - 日本からの輸出に関する制度
青果物の輸入規制、輸入手続き

日本貿易振興機構(ジェトロ)HP



2 補助率 定額

タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業

事例 タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい



輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査等が求められている場合、その検査等の費用を支援します。
(2019年3月31日以降から輸出先国より要求されている場合が対象)

参考サイト

輸出入条件詳細情報
植物防疫所 HP



3 補助率 50%

タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

事例 インドネシア向けにぶどうを輸出するために残留農薬等検査を受けたい

事例 タイにいちごを輸出するために残留農薬検査を受けたい



輸出先国の法令等により、茶、穀物等を含む植物由来食品を輸出する際に残留農薬等検査の実施が必要な場合又は残留農薬等検査を実施することで

輸出手続の円滑化が図られる場合はその費用を支援します。

参考サイト

日本からインドネシア向けに植物由来の生鮮食品を輸出する際の残留農薬等に係る食品安全確保措置について
農林水産省 HP



参考サイト

各国の食品安全関連規制
タイへの対応
農林水産省 HP



4 補助率 50%

台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

事例 台湾に桃を輸出するために、登録生産園地や登録選果梱包施設について、台湾の検査官の査察が必要



輸出先国の検査官を日本に招へいして、生産園地、登録施設等の確認や輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査が求められている場合、その検査等の費用を支援します。

参考サイト

輸出入条件詳細情報
植物防疫所 HP

